

賛助会員のご案内

目 的

一般社団法人銀座社交料飲協会の運営と活動をご理解ご支援いただける団体及び企業と密接な関係を保ち、より多くの方々の賛同を力に活動の幅を広げていくために賛助会員制度を設けています。

入会資格

当協会の趣旨に賛同する団体または企業とします。

当協会会員と商取引或いは関連する団体または企業とします。

特 典

1.隔月で発行する広報誌に団体、企業名、業種等を無料で掲載します。

有料にて広告を掲載できます。

タテ 67mm×ヨコ 86mm：22,000 円（最小スペース）

タテ 86mm×ヨコ 180mm：44,000 円

1 ページ（A4）：66,000 円

2.広報誌に有料にてチラシ等を同封できます。※発送数は変動いたします。

25 グラム以内 10 円×発送数（1,000 部）＝10,000 円

50 グラム以内 20 円×発送数（1,000 部）＝20,000 円

3.当協会の主催する行事に参加できます。

4.協会ホームページへのリンク登録ができます。

入会手続

賛助会員入会申込書・誓約書にご記入の上、事業内容のわかる会社案内等を添えて提出下さい。

担当理事との面談後、理事会にて入会の承認を得ます。

年会費等

入会金 5,000 円

年会費 60,000 円（毎年 4 月にご請求、中途入会の場合は月割とします。）

お問合せ先

一般社団法人銀座社交料飲協会 事務局

TEL:03-3571-8838 FAX:03-3571-8848 mail: info@gsknet.com

賛助会員規約

- 第1条 次の者を以って賛助会員とする
当協会の運営を理解し、趣旨に賛同する商社及び業者
当協会会員と商取引或いは関連する業を営むもの
- 第2条 賛助会員の入会は理事の推薦により理事会の承認を得る
入会時に事業内容の分かる会社案内等を添付する
- 第3条 賛助会員会議を年1回開催する
但し、理事会で必要と認めた場合は随時会議を招集することができる
- 第4条 賛助会員に対し、当協会は次の事を行う
1. 本会会報の配布
2. 本会会報への紹介記事の掲載
3. 本会主催の催物、行事等への参加勧誘
- 第5条 賛助会員の入会金は5,000円とする
賛助会員の会費は年会費60,000円とし、入会と同時に納入する
会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日とする
年度途中の入会は月割りとする
入会決定後、請求書を送付する
- 第6条 賛助会員の会費は前納とし、中途退会の場合も返却はしない
- 第7条 その他規約は一般社団法人銀座社交料飲協会規約に準ずる
- 第8条 賛助会員が当協会の運営に支障をきたし、或いは当協会の名誉を棄損した場合は理事会の決議により退会処分とする

- 以上の規約は 平成9年5月31日 施行する
- 〃 平成12年6月3日 改正施行する
- 〃 平成22年5月1日 改正施行する
- 〃 令和2年1月29日 改正施行する

賛助会員入会申込書

年 月 日

一般社団法人銀座社交料飲協会 御中

| | |
|-------------------|---|
| (フリガナ) 団体名・法人名 | |
| 住 所 | 〒 TEL : FAX : |
| 代表者又は責任者 | 役職名 : 氏 名 : |
| ご担当者 (連絡先) | 所属・役職 : 氏 名 : TEL: 携帯: FAX: Mail: |
| 業務内容 | |
| 資料等送付先 | <input type="checkbox"/> 上記住所の「代表者又は責任者」あて <input type="checkbox"/> 上記住所の「担当者」あて <input type="checkbox"/> その他 : 〒 |

当協会から発行する広報誌等への貴団体・貴社のお名前・所在地の掲載の可否

(可 ・ 否)

※個人情報の取り扱いについて

お申し込みによりご提供頂いた個人情報は、当協会の個人情報保護方針に基づき、安全に管理し、保護の徹底に努めます。

法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に開示提供することはありません。

各種ご案内の発送等は外部委託しておりますが、委託先には発送に必要な情報のみを提供し、それ以外に使用させることはありません。

以上をご理解納得された上で、お申し込み下さいます様お願いいたします。

賛助会員入会誓約書

一般社団法人銀座社交料飲協会 御中

貴協会の賛助会員の申し込みを行うにあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 貴協会規約及び賛助会員規約に反する行為をしません。
- 2 会員及び賛助会員相互間は良識ある交流を行い双方の発展及び活性化に努めます。また、その際知得した個人情報等は業務以外にこれを利用しません。
- 3 信頼関係を前提に商取引を行い、当事者間に支障が生じた場合、双方にて良識ある協議を以って解決し、迷惑をかけません。
- 4 退会後も上記規定を遵守します。

年 月 日

住 所：〒

団体・法人名

代表者：

印